

調査時点 2010 年 2 月 10 日

1. 非居住・外国投資家による在サウジアラビア企業の株式の取得の可否

(1) 有限責任会社と非公開株式会社について

外国投資家は、サウジアラビア（以下「サウジ」という）の有限責任会社（Limited Liability Company ; LLC）の持分と非公開株式会社の株式を取得することができるが、取得に当たり、外国投資法に基づきサウジアラビア総合投資院（Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA、以下「SAGIA」という）の外国投資ライセンスを取得しなければならない（当該有限責任会社または非公開株式会社が外国投資ライセンスに基づいて設立されている場合には、株式取得予定者の情報に基づく外国投資ライセンスの変更が必要となる）。

(2) 公開株式会社について

非居住・外国投資家は、サウジアラビア資本市場庁（Capital Market Authority ; CMA、以下「資本市場庁」という）がヒジュラ暦 1429 年 8 月 17 日（西暦 2008 年 8 月 18 日）に公布した決議第 2-28-2008 号により、サウジの公開株式会社（サウジアラビア証券取引所（Saudi Stock Exchange ; Tadawul）に上場している会社）の上場株式について、スワップ・アグリーメント（契約の当事者間で一定の利益を交換する契約）を締結することによって、配当を受け取る権利についてのみ取得することができる（サウジに居住している外国投資家は、スワップ・アグリーメントによらずに、上場株式を取得できる）。スワップ・アグリーメントは、資本市場庁から証券業務を行う認可を受けている者との間で締結することができる。資本市場庁がヒジュラ暦 1429 年 8 月 20 日（西暦 2008 年 8 月 21 日）に公布した通達において、当該アグリーメントに関する要件等が規定されている。

## 2. 非居住・外国投資家によるサウジ企業の株式の取得に関する手続と規制

### (1) 有限責任会社と非公開株式会社について

外国投資家が有限責任会社の持分と非公開株式会社の株式を取得する場合、概要、以下の手続が必要とされている（以下、持分と株式を合わせて「株式等」、持分権者と株主を合わせて「株主等」という）。

- ア 株式等の取得に関する SAGIA への申請（下記資料を添付）。
- a 譲渡の対象となる株式等の数、譲渡価額およびその支払方法が明記された譲渡契約書の原本。
  - b 株式等の譲渡と新たな株主等の参加を認める当該サウジ企業的全株主等の署名がなされた株主等の総会決議の議事録。
  - c SAGIA 外国投資ライセンスの原本（（a）当該サウジ企業の業種への投資に関する外国投資ライセンスを取得していない場合には、新しい外国投資ライセンスの取得が、（b）当該サウジ企業が外国投資ライセンスに基づいて設立されている場合には、株式等の取得予定者の情報に基づく外国投資ライセンスの変更が、それぞれ必要となる）。
  - d 当該サウジ企業の商業登記の写し。
  - e ザカート・所得税局（Department of Zakat and Income Tax ; DZIT）が発行する当該サウジ企業の租税決済証明書。
  - f 当該サウジ企業の直近の監査済み財務書類の写し。
  - g 株式等の取得の承認に関する取得予定者の決議（株式等の取得予定者が法人である場合には、株主総会決議または取締役会決議等、取得予定者が株式等を取得する意思があることを示すものを指す。株式等の取得予定者が個人である場合には、株式等を取得する意思があることを記載した署名付きの書面を提出する必要がある）。
  - h SAGIA への申請手続を代理人により行う場合には、取得予定者の代理人に対する委任状。
  - i 株式等の取得予定者の自国における商業登記証明書（株式等の取得予定者が法人である場合。株式等の取得予定者が個人である場合には、自己の信用力を証明する資料（例えば、預金額が一定額以上であることを示す銀行取引明細書または銀行が発行した書面）と自国において投資または実業を行っていることもしくは自

国において投資または実業を行った経験があることを証明する資料を SAGIA に提出しなければならない)。

- j 当該サウジ企業の会社基本文書（基本定款と付属定款）の写し。
- イ 株式等の取得に関する商工業省の承認の取得（下記資料を同封して申請）。
- a SAGIA 外国投資ライセンスの写し。
  - b 当該サウジ企業の定款を変更するための株主等の総会決議議事録の案文。
  - c 株式等の取得の承認に関する取得予定者の決議（株式等の取得予定者が法人である場合には、株主総会決議または取締役会決議等、取得予定者が株式等を取得する意思があることを示すものを指す。株式等の取得予定者が個人である場合には、株式等を取得する意思があることを記載した署名付きの書面を提出する必要がある）。
  - d 商工業省（Ministry of Commerce and Industry ; MoCI）への申請手続を代理人により行う場合には、取得予定者の代理人に対する委任状。
  - e 株式等の取得予定者の自国における商業登記証明書（株式等の取得予定者が法人である場合。株式等の取得予定者が個人である場合には、自己の信用力を証明する資料（例えば、預金額が一定額以上であることを示す銀行取引明細書または銀行が発行した書面）と自国において投資または実業を行っていることもしくは自国において投資または実業を行った経験があることを証明する資料を商工業省に提出しなければならない）。
  - f 定款変更の届出に関する当該サウジ企業の全既存株主等の委任状。
- ウ 当該サウジ企業の全既存株主等による、株式等の譲渡と新たな株主等の参加を認める旨の総会決議（公証人による認証済みであることを要する）。
- エ 当該サウジ企業の定款を変更（株式等の取得予定者の名称の追加）する株主等の総会決議の公告。
- オ 当該サウジ企業の定款を変更する株主等の総会決議の商工業省への提出。

カ 商工業省からの新しい商業登記証明書の取得。

新しい商業登記証明書が発行された時点で、株式等の取得者は正式に当該サウジ企業の株主等となる。

なお、上記アからカまでのすべての手続の完了には最大 4 カ月を要する可能性がある。

各手続に要する期間はおおむね以下のとおりである。

|      |             |
|------|-------------|
| ア：   | 4 週間        |
| イとウ： | 合わせて 3～5 週間 |
| エ：   | 1～2 週間      |
| オ：   | 1 週間        |
| カ：   | 1 週間        |

## (2) 公開株式会社について

### ア 株式の取得方法

非居住・外国投資家は、公開株式について、資本市場庁から証券業務を行う認可を受けている者（以下「認可取得者」という）とスワップ・アグリーメントを締結することができる。

スワップ・アグリーメントの期間は 4 年を超えてはならず、契約の条件については、契約書と関係書類（例えば、国際スワップデリバティブ協会（International Swaps and Derivatives Association, Inc. ; ISDA）マスター契約のスケジュール、取引内容確認書（コンファメーション）および取引追補書等）を資本市場庁に提出して、事前に承認を得なければならない。

非居住・外国投資家は、当該株式を所有せず、その株式の配当を受け取る権利をスワップ・アグリーメントに基づいて一定期間享受することとなる。当該株式自体は認可取得者が保有する。

### イ 認可取得者の要件

認可取得者は、サウジに設立された会社で、以下のいずれかの要件を満たす者でなければならない。また、その払込済み資本金は 5,000 万サウジ・リヤル以上でなければならない。

#### a 地方銀行の子会社

- b 株式会社
- c 金融サービス業務に携わるサウジ株式会社の子会社
- d ヒジュラ暦 1386 年 2 月 22 日（西暦 1966 年 6 月 11 日）付勅令第 M/5 号により公布された銀行業規制法に従って認可された外国金融機関の子会社

認可取得者のリスト、証券業務に関する規則と認可を受けている者に関する規則は、資本市場庁のウェブサイトで公開されている。

【関連 URL】

Capital Market Authority ; CMA (サウジアラビア資本市場庁)

[http://www.cma.org.sa/cma\\_en/default.aspx](http://www.cma.org.sa/cma_en/default.aspx)

認可取得者のリスト

[http://www.cma.org.sa/cma\\_en/subpage.aspx?secserno=161&mirrorid=396&serno=161](http://www.cma.org.sa/cma_en/subpage.aspx?secserno=161&mirrorid=396&serno=161)

証券業務に関する規則と認可を受けている者に関する規則

[http://www.cma.org.sa/cma\\_en/subpage.aspx?secserno=19&mirrorid=277&serno=19](http://www.cma.org.sa/cma_en/subpage.aspx?secserno=19&mirrorid=277&serno=19)

Department of Zakat and Income Tax ; DZIT (ザカート・所得税局)

<http://www.dzit.gov.sa/en/index.shtml>

Ministry of Commerce and Industry ; MoCI (商工業省)

<http://commerce.gov.sa/english/>

Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA (サウジアラビア総合投資院)

<http://sagia.gov.sa/>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる

情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。